

第3回 個人情報保護制度部会議事録

1 日 時 平成27年5月14日(水) 10:00~12:00

2 場 所 福岡市役所15階 1505会議室

3 出席者

(1) 委員(五十音順, 敬称略)

五十川 直行

今泉 博国

田邊 宜克

村上 裕章

(2) 事務局

行政部長 山口 尚子

情報公開室長 豊嶋 英司

個人情報保護係長 若松 慎一

個人情報保護係 曾我 まどか

個人情報保護係 松本 真由子

ICT戦略室長 西村 孝志

システム刷新課長 小林 保彦

開会

議事

質疑応答

(部会長) ただいまから第3回個人情報保護制度部会を開催する。本日の議題は、次第のとおり、前回に続き、改正検討項目について審議を行う。前回の審議で、**審議項目2**について、番号法の定義に関して、「行政機関個人情報保護法」と民間に適用される「個人情報保護法」の定義が異なっている理由についての整理と、「個人情報」の定義が条例と「番号法」とで異なることを番号法が許容しているかどうかを課題として指摘されていた。この二点について、事務局における整理について説明願いたい。

(事務局) まず、1点目の「行政機関個人情報保護法」と「個人情報保護法」の定義の違い、即ち民間に適用される「個人情報保護法」には他の情報との照合の容易性が要件に加えられていることについて、宇賀克也氏の逐条解説によると、「行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法」が照合の容易性を要件としていないのは、個人識別情報の範囲を広げることにより、行政機関等に広範な個人情報保護の義務等を課すた

めであり、これに対して、「個人情報保護法」は民間部門に適用されるため、民間の営業の自由に配慮して過度な規制を避ける観点から「容易に」識別できることを要件とすることによって、個人識別情報の範囲を限定している、としている。

また、番号法と自治体の条例の定義の違い、即ち「死者の情報」も保護の対象としている条例や「照合の容易性」の要件を付加していない条例について、番号法との抵触の問題については、これらの違いについて、番号法は条例による上乗せ、横出し規制を否定しているとは言えない、との解釈と史料され、本市も同様の見解である。

次に、番号法では保護の対象としていない死者の情報を条例で保護の対象とする場合、番号法による規制等と矛盾や抵触が生じないかについては、個人番号に関する規定や番号法第19条（特定個人情報の提供）の規定などの番号法が直接適用される場面と、番号法第29条による読み替え規定、即ち、条例で番号法の趣旨によって特定個人情報に関して規定する場面があるが、死者の情報は生存する遺族の情報でもある、といった観点などから、いずれの場合も、番号法による規制等と矛盾や抵触が生じないと考えている。

(部会長) 他都市の状況はどうか。

(事務局) 政令市及び東京都を調べたところ、京都市、神戸市及び岡山市が既に個人情報保護条例を改正している。京都市及び岡山市については、「死者の情報」を保護の対象としていないが、神戸市においては保護の対象としている。

その他の政令市のうち、調査できた市については、まだ条例を改正していないが、「死者の情報」を保護の対象とするかしないかは半数ずつといった状況である。

(部会長) 都市間によって取扱いに差異があることを懸念しているが、福岡市においては「死者の情報」を保護の対象とすることでよいかと思う。事務局からの説明について、意見、質問等はないか。

(委員) 容易性の有無は、行政の現場に実質的影響を与えるのか。また、容易性について議論するにあたっては、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の立法趣旨をもう少し確認する必要があると思う。他都市において、容易性及び死者の情報について実質的な議論が行われたのか。

(事務局) 実質的影響は与えないと考えている。また、京都市及び神戸市においては、審議会の答申がある。神戸市は容易性の要件が無いが、答申では容易性についてあまり触れられていなかったと思う。京都市においても同様である。

(部会長) 京都市においては、特定個人情報のみ容易性を要件としているのか。

(事務局) そのように記憶している。

(部会長) 容易性については、行政という立場から鑑みて、行政機関個人情報保護法と同

じく、容易性を含まないとするとも考えられると思うがいかがか。また、死者の情報についてはどうか。

(委員) 川崎市の答申においては、災害時の場合の死者の情報管理などが記載されているが、死者の情報のうち、遺族の情報とならないものがどの程度存在するのか。

(部会長) 相続財産に関する情報であれば、遺族の情報となると思われるが、死者の情報全てが遺族の情報になることについては疑義がある。福岡市において、遺族が死者の情報を開示請求した場合の取り扱いはどうか。

(事務局) 死者の近親者（配偶者、子、父母及びこれらに準じる者）について、社会通念上、その近親者の個人情報とみなし得るほど密接な関係があるものに限って、自己の個人情報として開示請求することができるとしているが、開示請求の内容を相続に関するものに限るなど、内容を吟味することはしていない。子や父母の請求であれば、自己の個人情報として判断を行っていて、相続に関する情報ではないものについても開示しているところである。他都市では、近親者の範囲を何親等までとしているところはあるが、情報の内容を規定しているところは記憶にない。

(委員) 福岡市では、死者の情報は自己の個人情報として請求する取り扱いで、死者の情報として取り扱うということについてはどうか。また、番号法の趣旨を考えた時に、死者の情報は保護の対象となるのか。

(事務局) 遺族の情報と言えない死者の情報は、開示請求での対応はできないといったことも考えられるかもしれない。また、番号法の趣旨には、特定個人情報の保護があるので、死者の情報も保護すべき対象と考えて差し支えないのではないか。

(部会長) 今までの議論を踏まえて、容易性の要件は付加せず、死者の情報を含めることとすべきかと思うが、いかがか。

(委員) 異議なし。

(部会長) それでは次に、目的外利用・提供の制限について協議を行いたい。事務局に説明をお願いします。

(事務局) 説明

なお、今年の10月から個人番号通知の規定が、28年1月から読み替えの規定が、そして29年1月から情報提供ネットワークシステムに関する規定が施行される予定である。

(部会長) 要は法律の規定どおりに、条例を取り扱うという趣旨だが、意見等あるか。

(委員) 異議なし。

(部会長) それでは次に、開示請求等の任意代理人への拡大について、事務局に説明をお願いします。

(事務局) 説明

(部会長) 個人情報については任意代理人からの請求を認めず、特定個人情報についてのみ任意代理人からの請求を認めるという取り扱いについて、他の自治体の状況はどうか。

(事務局) 他の自治体も同様であるが、神戸市は、特定個人情報については同じだが、一般個人情報については、今まで弁護士については認めていたものを8士業に拡大するといった対応をとっている。

(部会長) 質問、意見等あるか。偽造等の心配もあり、慎重な対応が必要なところかと思う。

(委員) 弁護士から、一般個人情報についても代理請求を認めるべきだという声はあるか。

(事務局) 市では伺っていないところである。

(部会長) 他に意見等なければ、事務局説明の方向で答申を行いたい。

(委員) 異議なし。

(部会長) それでは次に、手数料の減免について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明

(部会長) 本市では手数料不要で、実費を徴収しているところであるが、国は実費を徴収しているか。

(事務局) 手数料の中に実費を含めていると思われる。

(部会長) 事務局説明のとおり、特定個人情報についても、本市では手数料不要で実費を徴収することとしたいと思うが、意見等あるか。

(事務局) 異議なし。

(部会長) それでは次に、保有特定個人情報開示請求時の他の開示制度優先原則の排除に

ついて、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明

(部会長) 福岡市においては、マイナポータルがあっても個人情報保護条例に基づく開示請求ができるということか。

(事務局) そうである。また詳細は不明だが、マイナポータルによる開示制度が、自治体の開示制度に組み込まれる可能性がある。

(部会長) 他に質問等はないか。

(委員) 異議なし。

(部会長) それでは次に、情報提供等に関する項目について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明

(部会長) 移送については実施しない、情報提供ネットワークシステムに係る訂正については、総務大臣等に通知するということだが、意見等あるか。

(委員) 異議なし。

(部会長) それでは次に、利用停止請求権の特例について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明

(部会長) 特定個人情報に係る利用停止の特例については、番号法第19条に違反している場合などを追加する、情報提供等記録については、利用停止を認めないという趣旨であるが、意見等はないか。

(事務局) 異議なし。

(部会長) それでは最後に、条例独自規定への対応について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明

(部会長) 今の説明について、質問等はあるか。

(委員) 異議なし。

(部会長) それでは次回、答申の骨子について検討するので、その際意見があれば述べていただきたい。本日の部会は以上とする。

議事終了 閉会